統計法における統計データの二次利用の関係条文

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。

(第2項~第10項 略)

- 11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録されているものをいう。
- 12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として 調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別(他の情報との照合による 識別を含む。)ができないように加工したものをいう。

第三章 調査票情報等の利用及び提供

(調査票情報の二次利用)

- 第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行っ た統計調査に係る調査票情報を利用することができる。
 - 一 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合
 - 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

- 第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各 号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これら の者に提供することができる。
 - 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等 又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
 - 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等と して総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない 範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める 場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成)

- 第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。
 - 2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(手数料)

- 第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の 規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案し て政令で定める額の手数料を国(前条の規定による委託を受けた独立行政法人等(以 下この条において「受託独立行政法人等」という。)が第三十四条又は第三十六条 の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあっては、当該受託独立行政法人等) に納めなければならない。
 - 2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行 政法人等の収入とする。
 - 3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の 規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費 を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める 額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。
 - 4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

- 第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために 必要な措置を講じなければならない。
 - 一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第二十七 条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

(第二号 略)

- 三 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査 票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一 項の規定により作成した匿名データ
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

第四章 調査票情報等の保護

(調査票情報等の利用制限)

- 第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人 等は、この法律(地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当 該地方公共団体の条例)に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目 的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供し てはならない。
 - 2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
 - 3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、 当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら 利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

- 第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために 必要な措置を講じなければならない。
 - 一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
 - 二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関す る業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用 する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

- 第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
 - 一 前条第一項第一号に掲げる者であって、同号に定める調査票情報の取扱いに 従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
 - 二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する 業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事して いた者 当該委託に係る業務
 - 2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(第一号及び第二号 略)

- 三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの 取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する 者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利 益を図る目的で提供し、又は盗用した者
- 第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八条、第五十九条並びに前 条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

附 則

(準備行為)

第三条 改正後の統計法(以下「新法」という。)第六条の規定による作成基準の設定、新法第二十七条の規定による事業所母集団データベースの整備、新法第二十八条の規定による統計基準の設定及び新法第三十五条の規定による匿名データの作成並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新法の例によりすることができる。